

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、国民年金制度開始と同時に夫婦で加入し、国民年金保険料を妻の分と一緒に納付していた。私だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度開始と同時に夫婦一緒に国民年金に加入し、昭和 36 年 4 月から国民年金保険料も夫婦一緒に納付してきたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、35 年 11 月に夫婦連番で払い出されている上、A 村（現在は、B 市）作成の国民年金保険料収納簿によると、申立期間直後の 38 年 4 月から 42 年 3 月までの保険料の納付日は、夫婦同一であることが確認でき、申立人の主張と符合する。

また、申立人が所持している昭和 36 年の日記には、36 年 12 月 26 日に、申立期間の一部である同年 4 月から同年 12 月までの保険料を集金人に渡した旨の記載があり、このことは申立人の妻の国民年金手帳の検認記録とも合致する上、申立人には申立期間を除き未納期間が無く、申立人の妻も未納期間が無いことを踏まえると、申立人の申立期間に係る保険料のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、申立期間である昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金加入期間及び申立期間直後の 38 年 4 月から 42 年 3 月までの納付済期間は、平成 21 年 2 月に、申立人が社会保険事務所（当時）に年金記録の照会を行った際に、記録が判明し追加されたものであり、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年2月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額については6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間②の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和35年11月19日から同年12月6日まで
② 昭和45年1月30日から同年2月1日まで

申立期間①については、船員手帳に記載してあるとおりB社の船に乗船していた。

申立期間②については、C社からA社に融通（他社の船に派遣されること）されていた時期であり、他の融通の場合は融通先の事業所の資格喪失年月日と融通元の事業所の資格取得年月日が同日であるのに、申立期間②のみ記録が無いので、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、A社に係る申立期間②については、同社へ申立人を融通していたC社の当時の関係資料を保管しているD社が提出した人事台帳より、申立人は、申立事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同様に申立期間②当時、C社からA社に融通されていたと申立人が記憶している同僚2名の船員保険の被保険者記録から、これらの同僚のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日がいずれも昭和45年2月1日となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る船員保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社における昭和44年12月の船員保険被保険者名簿から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間②の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料を保管していないので不明としているが、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間のうち、B社に係る申立期間①については、申立人提出の船員手帳及び当該事業所提出の社員台帳により、申立人が当該事業所に勤務していることは確認できる。

しかし、申立人の船員保険の加入及び船員保険料の控除について当該事業所に照会したところ、当時の資料が無いため不明としているものの、申立人の採用年月日は昭和36年3月10日であり、申立期間当時高校に在学中であることから、当時は扶養に入っていた時期ではないかと供述している。

また、申立期間①に係る申立人の船員手帳上の表記において、職務欄に「甲板部実習生」と記載があること、給料欄に斜線が引いてあることなどから、他の船員保険加入期間と記載方法が異なっていることが確認できる。

さらに、申立人から申立期間①の同僚として示された2名からは、回答が得られなかったことから具体的な供述を得ることはできず、船員保険被保険者名簿から申立期間①当時に申立事業所において船員保険の被保険者となっている複数の者に照会したが、申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることができなかった。

加えて、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿における申立人の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間①における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和 46 年 4 月 1 日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6 万 4,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月 31 日から 46 年 4 月 1 日まで
私は、A社に昭和 46 年 3 月 31 日まで勤務した。

昭和 45 年 12 月まで海外のB島で勤務し、帰国した 46 年 1 月から同年 3 月 31 日までは国内のC県の現場で勤務していた。また、同年 4 月からは他社に出向して海外のD島に出張していた。申立期間についても継続勤務していたので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により申立人はA社のC県の現場で同社が解散するまで勤務していたことは推認できる。

一方、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によれば、申立人の資格喪失日は昭和 45 年 12 月 31 日と記載されているが、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者喪失届の受付は当該事業所が適用事業所でなくなった後の「昭和 46 年 4 月 5 日」と記載されている上、申立人のほか 90 名の被保険者についても、資格喪失日はいくつか異なった日付となっているものの申立人と同日に資格喪失届が受け付けられた旨が記載されている。また、申立人の記録には、同名簿において 46 年 2 月に被保険者資格を喪失した者には付されていない昭和 46 年度の健康保険証の更新対象者の印が付されていることが確認できる。

なお、オンライン記録によると、当該事業所が適用事業所でなくなったのは昭和 46 年 3 月 31 日であるが、法人登記簿により、同事業所は同年 4 月 6 日に解散していることが確認できる上、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により確認できる同年 3 月 31 日現在の被保険者資格喪失者数及び複数の同僚の

供述によれば、同事業所は、同日において5人以上の従業員を雇用していたものと認められることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

さらに、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と同じく資格喪失日が昭和45年12月31日、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の受付が46年4月5日で昭和46年度の健康保険証の更新対象者の印が付されている者が保管している給与明細書において、申立期間に係る45年12月分から46年3月分までの厚生年金保険料の控除が認められる。

加えて、A社の当時の事務担当者は、「退職するまでの数か月間は給料をもらわずに勤務していた。倒産後の債務整理の際、社会保険料が何年間分か未納になっている旨聞いた。」と供述しており、当該事業所は申立期間当時において社会保険料を滞納していた事情がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人の資格喪失日を昭和45年12月31日とする処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録が有効なものとは認められないことから、申立人の当該事業所における資格喪失日は、複数の同僚の供述から判断すると46年4月1日に訂正することが必要と認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年11月のオンライン記録から6万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 56 年 6 月 11 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 8 月 21 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、10 万 4,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 6 月 11 日から同年 8 月 21 日まで
給与明細書及び雇用保険被保険者離職票を提出するので、私が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間においてA社（現在は、B社）に勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書から、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、B社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」から、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和 56 年 6 月 11 日、資格喪失日は同年 8 月 21 日との記載が確認できる。

加えて、当該事業所の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票には昭和 56 年 6 月 11 日に厚生年金保険の資格を取得した記録があるが、この記録は取消年月日及び事由等の記載が無いまま「資格取得取消」と記載された不自然な記録となっている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がかかる処理を行う合理的な理由は無く、被保険者資格に係る有効な取消処理があったとは認められないことから、事業主は申立人について昭和 56 年 6 月 11 日に厚生年金保険の資格を取得し

同年8月21日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、B社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」から、10万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和49年9月11日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年9月は3万円、同年10月から49年7月までは3万3,000円、同年8月は5万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月11日から49年9月11日まで
年金記録を確認したところ、A社における資格喪失日が昭和48年9月11日とされていた。私が同社を退職したのは49年9月であり、厚生年金保険被保険者記録に誤りがあるので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録によると、A社における申立人の離職年月日は昭和49年9月10日であることが認められる。

また、当該事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、資格喪失日は昭和48年9月11日と記録されているにもかかわらず、申立人の標準報酬月額について、同年10月1日に定時決定が、49年8月1日に随時改定がそれぞれ記録されていることが確認できる上、健康保険被保険者証の返納年月日は同年9月12日と記録されている。

さらに、当該事業所の厚生年金保険被保険者に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、資格喪失日の記録が昭和48年9月から49年9月に訂正されている者が2名確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和48年9月11日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の届出を事業主が行ったとは考え難く、申立人が主張する49年9月11日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から昭和48年9月は3万円、同年10月から49年7月までは3万3,000円、同年8月は5万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における標準賞与額の記録を、申立期間①は10万7,000円、申立期間②は43万7,000円、申立期間③は33万3,000円、申立期間④は32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月15日
② 平成18年12月15日
③ 平成19年6月15日
④ 平成19年12月17日

年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無かった。申立期間①に係る賞与が支給されたことを証明する預金通帳の写し並びに申立期間②、③及び④に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる賞与明細書を提出するので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は申立期間に係る賞与明細書を保管していないものの、申立人から提出された預金通帳から、申立人は申立期間にA事業所から報酬が振り込まれていたことが確認できる。

また、申立人の同僚から提出された夏期賞与明細書及び預金通帳の写しの振込金額から、当該同僚は申立人と同日に事業主により賞与が支給されている上、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①の標準賞与額は、当該預金通帳の写しに記載されている振込

金額から算出された賞与額及び保険料控除額並びに申立人から提出された申立期間②から④までに係る賞与明細書の賞与額及び保険料控除額から判断すると、10万7,000円とすることが妥当である。

申立期間②から④までについては、申立人から提出のあった賞与明細書の記録により、申立人は当該期間においてその主張する標準賞与額（申立期間②は43万7,000円、申立期間③は33万3,000円、申立期間④は32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主がすべての申立期間における申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主から照会文書の回答が得られず不明であるが、当該事業所に係るオンライン記録において賞与支払届の記録が確認できない上、事業主が申立期間の賞与支払届を提出したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がいずれもこれを記録しないとは考え難いことから、事業主が申立期間に係る当該賞与の届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額に係る記録を、申立期間①は8万円、申立期間②は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 6 月 15 日
② 平成 18 年 12 月 15 日

年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無かった。賞与明細書及び預金通帳の写しを提出するので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった賞与明細書の記録及び預金通帳の写しの振込金額により、申立人は申立期間においてその主張する標準賞与額（申立期間①は8万円、申立期間②は30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立期間における申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主から照会文書の回答が得られず不明であるが、同事業所に係るオンライン記録において賞与支払届の記録が確認できない上、事業主が申立期間の賞与支払届を提出したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がいずれもこれを記録しないと考えることから、事業主が申立期間に係る当該賞与の届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手厚生年金 事案 587

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和55年11月4日であると認められることから、申立期間における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和55年6月から同年8月までは10万4,000円、同年9月及び同年10月は11万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月30日から同年12月1日まで

私は昭和52年1月6日から平成6年9月30日までA社に勤務したが、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無かった。申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、事業所記号簿の記録では、当該事業所は、昭和55年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同日に申立人及び申立期間において当該事業所において被保険者であったすべての者について、資格喪失されているにもかかわらず、同年9月1日の随時改定又は同年10月1日の定時決定の処理が行われており、かつ、これらの処理が取り消されている上、申立人を含む多数の者について健康保険被保険者証返納の処理日が同年11月4日と記録されていることが確認できることを踏まえると、申立人の資格喪失日に係る処理及び当該事業所が同年6月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理も同年11月4日に遡^{そきゅう}及して行われたものと考えられ、当該取消処理前の記録から、同年6月30日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事

務所（当時）において当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 55 年 6 月 30 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の A 社における資格喪失日は、当該喪失処理を行ったと認められる同年 11 月 4 日であると認められる。

また、申立人の申立期間における標準報酬月額については、取消処理がなされた社会保険事務所の昭和 55 年 6 月及び同年 9 月の随時改定の記録により、同年 6 月から同年 8 月までは 10 万 4,000 円、同年 9 月及び同年 10 月は 11 万 8,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和 55 年 11 月 4 日から同年 12 月 1 日までの期間については、同僚が保管していた当該期間の給料明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和36年3月31日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年11月30日から同年12月7日まで
② 昭和36年2月27日から同年3月31日まで

私は昭和35年4月7日から同年12月6日まで船舶所有者Bが所有するCに、同年12月10日から36年3月30日まで船舶所有者Aが所有するDにそれぞれ乗船していたが、いずれの申立期間についても船員保険被保険者記録がなかった。

船員手帳を提出するので、申立期間について船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

船舶所有者Aに係る申立期間②については、申立人から提出のあった船員手帳により、申立人が同船舶所有者が所有するDにおいて、昭和35年12月10日に雇入れ、36年3月30日に雇止めされていることが確認できる。

また、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿において申立期間及びその前後1年の当該事業所における船員保険被保険者の資格得喪の状況を見ると、毎年3月にいったんすべての被保険者が資格喪失しており、昭和35年3月、36年3月及び37年3月に資格喪失している者について、当該3か年の船員手帳の記録を調査したところ、複数の被保険者について船員手帳の雇止年月日は船員保険の資格喪失日とおおむね一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間②において、当該事業所に継続して勤務し、申立期間②

に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和 36 年 1 月の船員保険被保険者名簿の記録から 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間②について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は所在不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、船舶所有者 B に係る申立期間①については、申立人から提出のあった船員手帳により、申立人が同船舶所有者が所有する C において、昭和 35 年 8 月 27 日に雇入れ、同年 12 月 6 日に雇止めされていることが確認できる。

しかし、船員保険被保険者名簿によると、申立人と同様に昭和 35 年 11 月 30 日に船員保険の資格を喪失している者が多数確認できるところ、これらの者のうち、申立人と同様に甲板員として乗船していた者について、船員手帳における雇止年月日は同年 12 月 6 日となっており、当該記録は申立人の記録と一致している。

また、当該船舶所有者は所在不明であり、当該事業所において船員保険の被保険者となっていた複数の者に照会したが、申立内容を裏付ける供述や関連資料を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から同年 12 月まで
申立期間の国民年金保険料は、母親が納付してくれたと聞いていたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとしているが、申立人自身は直接関与しておらず、申立人の母は既に他界しており、具体的な加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 11 月 26 日に払い出されており、その時点で申立期間のうち 49 年 4 月から同年 9 月までは、時効により保険料を納付することができない。

さらに、A 市作成の国民年金被保険者名簿によると、申立人について最初に過年度保険料が納付されたのは昭和 52 年 2 月 22 日であり、その時点で納付可能な 50 年 1 月から 51 年 3 月までの期間については保険料が納付されているものの、申立期間である 49 年 4 月から同年 12 月までの期間については、時効により保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

加えて、申立人は、20 歳到達以前から昭和 57 年 11 月に婚姻するまで、A 市以外に住民登録をしたことが無く、婚姻後も同一の国民年金手帳記号番号により国民年金保険料が納付されていることから、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 7 月から 52 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月から 52 年 9 月まで
集団就職から戻って来た後、市役所で国民年金の加入手続をした。その時に、市役所の職員に国民年金保険料をさかのぼって納めてほしいと言われ、未納分を何回かに分けて納めた記憶がある。
申立期間が未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、県外から A 市（現在は、B 市）に戻って来た後、25 歳か 26 歳ごろに市役所で国民年金の加入手続を行い、その際に国民年金保険料をさかのぼって納付してほしいと言われたので、未納保険料を分割納付したとしており、20 歳までさかのぼって国民年金に加入することになるので、さかのぼって納付した期間も 5 年分だったのではないかとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が 30 歳を迎える昭和 54 年 * 月に払い出されており、申立人の主張と符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出日から、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、第 3 回特例納付の実施期間内であり、さかのぼってすべての未納保険料を納付することが可能な時期であったと考えられるが、申立人から聴取しても、分割納付した回数及び納付金額についての記憶は定かでなく、申立人が申立期間について、特例納付を行ったことをうかがわせるような供述を得ることはできなかった。

さらに、国民年金被保険者台帳によると、申立人は、昭和 55 年 1 月以降、申立期間直後の 52 年 10 月から 54 年 3 月までの保険料を 5 回に分けて分割納付していることが確認できることから、申立人は、保険料納付を開始した 55 年 1 月時点において、時効期限内であった 52 年 10 月からの保険料を分割納

付していったと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、県外在住時には国民年金に係る手続をしたことは無く、現在所持している年金手帳は、A市で国民年金の加入手続を行った時に交付されたものであるとしているなど、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月から 61 年 3 月まで
ずっと国民年金保険料の免除を受けていて、後で追納した。申立期間についても追納したはずなのに未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は免除を受けていたので、後で追納したと主張しているが、A市作成の国民年金被保険者名簿によると、昭和 56 年度及び 57 年度については、当初、保険料の納付が免除されていた旨の記載があるが、昭和 58 年 1 月に、56 年 5 月 6 日にさかのぼって国民年金被保険者資格を喪失し、61 年 4 月に再取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間となり、資格喪失の時点にさかのぼって免除が取り消されたものと推認される。

また、オンライン記録によると、昭和 52 年 1 月から 53 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 56 年 4 月までの期間については、62 年 1 月から平成 2 年 11 月にかけて、保険料が追納されていることが確認できるが、申立人が追納を開始した時点で、申立期間は既に未加入期間とされており、保険料を追納することはできなかつたものと考えられる。

さらに、追納したとする申立期間に係る保険料額と、実際に追納すべき保険料額には相違が見られる上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、仮に申立人が国民年金被保険者資格を喪失せずに加入を継続した場合であっても、制度上、元夫が、昭和 56 年 5 月 6 日以降厚生年金保険被保険者となった期間については、保険料が免除されることはない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 577 (事案 322 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月24日から9年2月1日まで

私は、申立期間についてA社に勤務し、実際には給与明細書に記載のある総支給金額を手取り額として受け取っていた。前回、総支給金額から標準報酬月額を20万円に訂正してもらったが、総支給金額が手取り額であったことから逆算して、私の申立期間に係る標準報酬月額を平成6年は22万円、7年は22万円、8年以降は24万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が提出したA社に係る給与支払明細書及び源泉徴収票から、申立人が申立期間において標準報酬月額20万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できることから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年6月8日付けで申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要があるとの通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、申立人が申立期間において給与支払明細書記載の総支給金額を手取り額として受け取っていることから、22万円など標準報酬月額20万円を上回る給与を支給されていたと主張しているが、申立事業所は当時の関係書類を一切保管しておらず、申立人の保管する給与支払明細書及び源泉徴収票に記載されている保険料控除額から、申立人は給与から標準報酬月額20万円に見合う厚生年金保険料が控除されていたと認められ、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について厚生年金保険被保険者として、その主張する標準

報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 1 日から 42 年 10 月 1 日まで
私はA社（現在は、B社）に入社してから退職するまでずっと坑内で運搬の仕事をしていたにもかかわらず、一部の期間について坑外員であるとして、厚生年金保険第1種被保険者の扱いとなっていることに納得がいかない。私が申立期間において厚生年金保険第3種被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は昭和47年11月1日に適用事業所ではなくなっており、事業を継承したB社も、当時の資料を保管していないので何も分からないと回答していることから、申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることができなかった。

また、複数の同僚は、申立人は当該事業所において鉱務系の運搬員であったと供述しているところ、当該事業所の当時の総務担当者は「鉱務系の運搬員には坑内員である者と坑外員である者がおり、職長の判断で分類されていた。」と供述している。

さらに、当時の現場責任者は「昭和34年1月から鉱石を運搬するためのバッテリーロコの運用が開始されたので運搬員は坑外で作業することが多くなった。坑外で作業することが多い場合は、運搬員であっても坑外員に分類されることがある。」と供述しているところ、当該事業所に係るオンライン記録において申立人と同様に昭和34年1月1日付けで厚生年金保険第3種被保険者から厚生年金保険第1種被保険者に種別変更となった者が多数確認できる。

加えて、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の種別欄には「坑内」の記載が二重線で消され、「其ノ他」のスタンプが押されており、備考欄に「34.1.1 其ノ他」と記載されている。

また、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には算定基

礎届又は月額変更届が7回提出されていることが記載されている。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料の控除が行われたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第3種被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月 3 日から 55 年 2 月 1 日まで
私は申立期間においてA事業所（現在は、B事業所）に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は無かった。間違いなく勤務したので厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所における複数の同僚の供述及び同事業所の辞令書（写）により、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入についてB事業所に照会したが、当時の関係書類が保管されておらず、申立人の申立内容について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかつた。

また、当時、申立人と同様に当該事業所の辞令書が交付された同僚にも申立人の申立期間において厚生年金保険の加入記録が無く、一緒に勤務した複数の同僚は、「当該事業所の任用期間が切れても他団体で働いて、その間は他団体から賃金が出されていた。」と供述している。

さらに、当該事業所の当時の庶務課職員は、「当該事業所の任用が切れた際、健康保険の任意継続又は国民健康保険に加入することと併せ、国民年金の手続をするよう説明していた。」と供述している。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により
給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月 9 日から 60 年 9 月 30 日まで
昭和 59 年 4 月 1 日から 60 年 9 月 30 日まで A 社（現在は、B 社）で勤務したが、厚生年金保険の加入記録は 59 年 4 月 1 日から同年 7 月 9 日までしか無い。

雇用保険の被保険者記録は、昭和 59 年 4 月 1 日から 60 年 9 月 30 日までとなっているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出のあった申立人に係る辞令書（写）及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、B 社の担当者は、「既に退職している当時の事務担当者に聞き取りしたところ、当時の手続について記憶は定かではない。」としていることから、申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることができなかった。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 59 年 7 月 9 日に被保険者資格を喪失し、健康保険被保険者証の返納年月日は同年 8 月 22 日と記録されていることが確認でき、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

さらに、申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人が A 社で厚生年金保険被保険者資格を喪失した日に申立人の夫の政府管掌健康保険（当時）の被扶養者となり、その後、申立期間を通じて、申立人の夫の被扶養者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により
給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月5日から19年6月1日まで

私は、昭和18年3月に旧制中学校のA校を修了後、B社（現在は、C社）労務課に採用され同年4月から帰郷する20年9月ごろまで勤務した。申立期間当時は、戦時中であったが、敵機の空襲も無く仕事に身が入ったことを覚えている。

昭和18年4月5日から19年6月1日までの期間も勤務したので、この期間について再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間においてB社労務課に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時の申立事業所の厚生年金保険被保険者記録を管理しているD社は、申立期間当時の書類を保管しておらず、申立人に係る労働者年金保険の加入状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は、申立期間において労務管理の事務に従事していたと供述するところ、労務課に在籍していた同僚について、昭和19年6月1日より前に労働者年金保険の被保険者記録がある者は確認できない。

さらに、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によれば、申立人の厚生年金手帳記号番号は、昭和19年6月1日に払い出されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 6 月まで

私は、申立期間において正社員としてA事業所（現在は、B事業所）に勤務した。社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の厚生年金保険加入記録が無いと回答された。当時の給与明細書等の資料は無いが勤務していたので厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録及び同僚の供述により申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、事業所整理記号払出簿及びオンライン記録によると、当該事業所は平成8年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるところ、当該事業所は、適用年月日が同日と記載された社会保険事務所発行の適用通知書の写しを提出の上、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所でなかったと回答している。

また、複数の同僚に照会したところ、回答のあったすべての同僚は、当該事業所に係る厚生年金保険の資格取得日を平成8年5月1日であると回答しており、申立人から名前を挙げられた同僚は、申立人と一緒に勤務した申立期間において、国民年金及びC健康保険組合に加入したが、厚生年金保険については加入していないと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 2 月 18 日まで
私は、昭和 38 年 4 月に A 社に入社し、40 年 9 月まで勤務した。
昨年、A 社を訪問したが、時がたっており厚生年金保険に係る記録も無く、
当時の事務担当者もおらず分からないとの回答であった。
申立期間も間違いなく勤務していたので再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は同期で 3 名が入社し、1 名はすぐに退社したが、もう 1 名は会社の寮でも一緒だったと供述しているところ、すぐに退社したとする同僚の厚生年金保険の加入記録は無く、もう 1 名の同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は申立人と同日となっている。

また、申立人と同じ職種の同僚は、入社してから厚生年金保険に加入していない期間があったと供述している。

さらに、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入について当該事業所に照会したが、申立期間当時の申立人に係る関係書類が保管されておらず、不明としており、申立内容を確認することができなかった。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の資格取得日は昭和 39 年 2 月 18 日と記録されているほか、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により
給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 11 日から 33 年 5 月 9 日まで
社会保険事務所（当時）に年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されていると回答があったが、私は脱退手当金を受け取っていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 33 年の前後 1 年以内に資格喪失した者 27 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、20 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 17 名は資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、連絡先が把握できた 1 名は、退職時に事業所から脱退手当金の説明を受け、事業所が脱退手当金の受給手続きをしてくれたと供述しているほか、申立人自らも、在職中に事業所から脱退手当金の説明を受けたと供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後の昭和 33 年 12 月 18 日に支給決定されているほか、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金を裁定した県厚生部保険課（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間

に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年ごろから 42 年 2 月 1 日まで

私はA社に夫とともに勤務していたが、社会保険事務所（当時）に確認したところ、夫は勤務していた期間に厚生年金保険の被保険者記録があるが、申立期間において私の厚生年金保険の被保険者記録は無かった。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録により、昭和 41 年 6 月 1 日から 42 年 2 月 28 日までの期間においてA社に勤務していたことが認められる上、複数の同僚の供述により、期間は特定できないものの、41 年 6 月より前の期間においても申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 38 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間の一部は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人の夫は当該事業所に勤務しており、申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が申立期間のうち、昭和 38 年 5 月 17 日から 42 年 1 月 1 日までの期間において、夫の政府管掌健康保険（当時）の被扶養者として記録されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時に当該事業所に勤務していた同僚は、夫婦共働きであった場合は、保険料負担が多くなるので二人同時に厚生年金保険に加入させることは無かったと思うと供述している。

加えて、当該事業所に照会したが、当時の資料は保管されておらず、申立期間当時の事務担当者も既に亡くなっており、申立人に係る厚生年金保険の適用について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 591

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
私が勤務していたA社において、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が低く記録されていることが分かった。
給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人から提出のあった給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は 17 万円であるものの、厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は 10 万 4,000 円であり、当該額はオンライン記録上の標準報酬月額と一致することから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年6月から57年3月まで

私は、昭和53年6月から57年3月までの期間、A事業所に期限付臨時職員として勤務していたが、社会保険事務所（当時）に確認したところ申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い旨の回答をもらった。申立期間についての辞令書及び給与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した辞令書により、昭和53年4月17日から同年12月16日までの期間、54年1月17日から同年9月16日までの期間、同年10月17日から55年6月16日までの期間及び同年7月17日から56年2月14日までの期間、申立人が期限付臨時職員としてA事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、A事業所を管轄するB事業所総務部人事課が提出した「臨時的任用職員の人事事務の取扱いについて」によると、「臨時的任用職員の給与は、賃金並びに超過勤務手当、休日給及び夜勤手当とする。」とされているところ、申立人が提出した給与明細書の支給項目には、基本給、職能給、精勤手当、残業手当、休日手当及び日祭手当が記載されており、申立事業所を管轄するB事業所によると、申立人が提出した給与明細書の様式及び同明細書に記載されている項目が、申立事業所を管轄するB事業所において、当時の期限付臨時職員に使用されていた給与明細のものとは異なる旨の供述があった。また、同明細書に申立人氏名及び給与の支給月は記載されているものの、支給年及び事業所名の記載が無いことから、同明細書に記載されている健康保険料及び厚生年金保険料について、申立期間及びその前後の期間の保険料率を調査したところ、それぞれの保険料率が適用されていたのは、昭和51年10月から53年1月までの期間であり、同明細書

は当該期間に発行されたものと推認されるどころ、申立人は、当該期間についてはいずれの事業所にも勤務していないと供述している。

さらに、申立事業所又はC事業所に勤務していた複数の期限付臨時職員によると、申立期間当時、申立事業所に勤務していた者の給与計算及び期限付臨時職員の厚生年金保険等の手続については、申立事業所に隣接していたC事業所がまとめて行っていたとの供述があり、申立事業所を含むC事業所に勤務していた期限付臨時職員の厚生年金保険等の適用状況を見ると、申立人と同様に、雇用保険に加入しているものの、厚生年金保険に加入していない者が複数いることから、申立期間当時、申立事業所を含むC事業所においては、すべての期限付臨時職員の、そのすべての勤務期間について、厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、B事業所総務部人事課に照会したが、当時の辞令書を除く関係書類は保存期間経過により保管されておらず、申立人に係る厚生年金保険の適用について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。